

# 令和8年4月からの利用分 施設使用料改定のお知らせ

豊橋市では概ね5年を目途に公共施設の使用料の見直しを実施しており、今回の見直しでは、施設の老朽化や維持管理費の増加に対応するとともに、受益者負担の状況を踏まえ改定を行うこととなりました。

校区市民館においても、和室、集会室の使用料を改定する予定です。なお、今までと同様にコミュニティ活動、サークル活動など校区住民の方が設置目的にあった使用をする場合は無料です。

引き続きみなさんに親しまれ、魅力ある施設となるよう努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

## (1) 新料金について

校区市民館 (前芝校区市民館を除く)		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
和室	新料金	1,660円	1,660円	2,850円	7,270円
	旧料金	1,110円	1,110円	1,900円	4,120円
集会室	新料金	1,660円	1,660円	2,850円	7,270円
	旧料金	1,110円	1,110円	1,900円	4,120円

※営利利用については、上記新料金の3倍の額となります。

## (2) 新料金の適用日

令和8年4月1日（水）使用分の料金から

※令和8年4月以降使用分の使用料を2月・3月中にお支払いいただく場合も新料金となりますので、ご承知おきください。

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

豊橋市役所 市民協働推進課 TEL 51-2484